

伊東市政治倫理審査会会議録 (令和7年度第2回要点記録)		公開の 状況	(公開) 非公開
開催 日時	令和7年11月18日(火) 午前9時55分～午前10時26分	場所	市役所7階 特別会議室
出席者	委員(4人) 山本哲正、矢崎良夫、東端克博、杉山はるみ 事務局(3人)企画部長、職員課長、職員課長補佐		
欠席者	なし	傍聴者	なし
議事	(1) 資産等報告書の審査について (2) その他		

【議事】

(1) 資産等報告書の審査について

伊東市長の資産等報告書について審議し、報告内容は適正であるものと判断された。休憩をはさみ、審議結果を「資産等報告書に係る審査結果報告書(案)」としてとりまとめ、同報告書(案)について記載内容を審議し、その内容について各委員の承認を得た。

(2) その他

審議の経過をまとめた「要点記録」及び上記で承認を得た「審査結果報告書」について、その公表方法等を協議した。

別 紙

【会議の経過概要】

(企画部長) ただいまから伊東市政治倫理審査会を開会する。

続いて、会長よりあいさつをいただく。

(会 長) (会長あいさつ)

(企画部長) 会長に、議事進行をお願いする。

(会 長) 続いて、議事に入る。

はじめに、資産等報告書の審査についてを議題とする。議題に対する事務局の説明を求める。

(事 務 局) (説明)

(会 長) ただいまの事務局の説明について、質疑、意見等はあるか。

(全 委 員) (質疑、意見なし)

(会 長) それでは、質疑、意見等がないようなので、資産等報告書の審査に入る。

市長の提出した報告書に対して、質疑、意見等はあるか。

(矢崎委員) 株式の関係であるが、市長から口頭で就任前に取得したものであるということを確認しており、そして個々の銘柄等内容を見ても、市長の職務に関係、関与するようなものも見受けられないので、特に問題はないかなと思う。

(他の委員) (意見なし)

(会 長) では、問題なしとして、この報告内容が適正であるとの判断でよろしいか。

(全 委 員) (異議なしの声あり)

(会 長) 異議ないようなので、委員全員の了承により、市長から提出された報告書は適正であるものとする。

続いて、報告書が適正に報告されているものとした審査結果報告書をまとめたい。事務局から審査結果報告書の案について、資料を配付し説明する。資料配付のため、暫時休憩する。

(暫時休憩)

(会 長) 休憩前に引き続き、会議を開く。事務局より配付した資料を説明する。

(事 務 局) (説明)

(会 長) ただいま説明のあったとおり、資産等報告書については、適正に作成、報告されたものとして審査結果報告書案をまとめた。

この報告書案について、質疑、意見等があるか。

(全 委 員) (質疑、意見なし)

(会 長) それでは、採決する。この報告書案について承認することに賛成の方の挙手を求める。

(全 委 員) (挙手全員)

(会 長) 挙手全員である。よって、この報告書を、原案のとおり承認することに決定す

る。

(会長) 次に、その他についてである。

3点について確認する。まず1点目として、要点記録の作成について協議する。

本日の審議過程の記録として、従前同様に要点記録を作成し、市ホームページにおいて公表したいがよろしいか。

(各委員) (異議なしの声あり)

(会長) それでは、要点記録を後日作成し、公表するものとする。

なお、要点記録の内容確認については、特に異議なければ、私、会長に一任していただきたいと思うがよろしいか。

(各委員) (異議なしの声あり)

(会長) それでは、要点記録は事務局が作成した後、会長の責任において内容を確認し、公表することとする。

続いて、2点目として、審査結果報告書の公表方法について協議する。

採決した審査結果報告書は、市長に提出後、公表するものとするが、その方法について、これまでと同様に、市ホームページへの掲載及び報道への通知によることとしてよろしいか。

(各委員) (異議なしの声あり)

(会長) それでは、従前同様の方法により、公表することとする。

また、市長への審査結果報告書の提出時期について、事務局に確認する。

(事務局) (審査結果報告書提出時期の説明)

(会長) 続いて、3点目として、市長が提出した資産等報告書写しの掲載形式について協議する。

従前より、市長の資産状況を示す各種報告書については、条例に基づく対面での閲覧のほか、審査後に市ホームページへその写しを掲載しているが、昨今の個人情報に対する意識の高まりから、ホームページに掲載する当該写しのうち、個人情報に該当する箇所については、情報を省略して掲載してはとの意見が寄せられた。

については、各委員から当該写しの掲載形式について意見を伺う。

(矢崎委員) 意見はもっともだと思うが、どこまでの表記とするか。目安などはあるのか。

(事務局) 他の自治体における事例を見ても、その対応は様々である。

(矢崎委員) 私は、所在が特定されない範囲での掲載が望ましいと考えるので、所在情報は大字までの表記することがよいと考える。

(東端委員) 場所が特定されることを避けるのであれば、表記は大字まででよいと考える。

(杉山委員) 個人情報保護の観点もあるので、私も大字までよいのではと思う。

(会長) 各委員から意見を伺った。結果、掲載する所在情報については、委員全員が大字までとすることが良いとの意見だった。よって、今後報告書を公表する際、同情報は大字までの表記とすることによろしいか。

(各委員) (異議なしの声あり)

(会長) それでは、そのように報告書写しを加工、掲載する。

最後となるが、本日の議事のほか、委員の皆様から何かお伝えしたいこと等はあるか。

(各委員) (発言なし)

(会長) 事務局から連絡事項等、何か説明はあるか。

(事務局) (12月14日執行予定の市長選に伴い、新たに就任する市長の資産等報告書の審査予定期について説明)

(会長) これにて、本日の審査会を終了する。

以上